

ご自宅にある

危険なブロック塀等の

撤去 にご協力ください

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震(最大震度6弱を観測)では、倒壊したブロック塀の下敷きになり、小学4年生の尊い命が失われる事故が発生しました。

練馬区では、こうした痛ましい事故を教訓に危険なブロック塀等の撤去を、平成30 年度から進めています。

本リーフレットでは、ブロック塀等を放置することの危険性や所有者のリスクを再確認していただくとともに、撤去費用助成などについて記載しています。

766000

助成制度の 拡充期限を 延長しました』





地震により倒壊したブロック塀の様子



問合せ先:練馬区危機管理室危機管理課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 本庁舎7階

電 話: 03-5984-2438

メール: KIKIKANRI@city.nerima.tokyo.jp



危険なブロック塀等を放置する

練馬区が実施した危険度調査(区内の全ブロック塀等)

練馬区では、大阪府北部地震の死亡事故を受けて、平成30年度に区内のブロック塀等を

すべて点検し、危険度を確認しました。

点検の結果、安全性を確認できなかった塀は、 約18.000件あり、そのうち傾きやぐらつきなど 危険性が高い塀は約1.600件ありました。

区では、危険性が高い塀の所有者に個別訪問し、 撤去を要請しています。

※ご自宅のブロック塀等の危険性については、危機管理 課までご連絡のうえ確認してください。



2 倒壊による被害の大きさ



古いブロック塀等は、経年劣化などにより 強度が弱くなっている恐れがあり、大規模な 地震が発生した場合は倒壊する可能性が高 いと言われています。

倒壊時のケースにもよりますが、倒れてく るブロック塀等の重さは数百kgになること もあり、通行人が下敷きになったときの被害 は計り知れません。

損害賠償の責任は所有者にあります

地震等による倒壊で、ブロック塀等が他人に危害を加えて しまった場合、尊い命を奪うことにつながるだけでなく、損害 賠償請求を受ける可能性があります。

過去の記録では、数千万円の損害賠償請求となった事例も あります。危険な塀の所有者には大きなリスクがあります。



いつ大地震が発生するかわかりません。 危険性が高いブロック塀等の所有者は、早急な撤去をお願いします。

ブロック塀等の撤去費用助成制度 ~対象となる条件と助成金額~

制度を利用できる方

対象となるブロック塀等の所有者またはマンション管理組合

※次のいずれかに該当する場合は助成対象者となりません

- (1) 国、地方自治体その他これらに準じる団体
- (2) 助成対象のブロック塀等の撤去について、国、都、区が別に行う事業で、助成金等を受けている方
- (3) 住宅または宅地の販売を主たる目的とした方
- (4) 住民税(都道府県民税および市町村民税)または法人住民税(法人の場合に限る)を滞納している方
- (5) その他、区長が不適当と認める方

対象となるブロック塀等

撤去するブロック塀等が以下の条件すべてに合致する場合に対象となります。

※ブロック塀等:コンクリートブロック塀、万年塀、組積造塀その他これらに類する塀

■置 … 区内の道路等に面していること

さ … 地上部から高さ80cm以上のもの

(3) その他 … 助成金の交付決定前に、撤去に着手(工事契約) または既に撤去済みではないこと

80cm 以上

助成金額

ブロック塀等横の長さ1mあたりの助成限度額は、以下のとおりです。

(1) 危険性が高い塀の場合

17.000円/m

撤去する部分の高さが1mを超える場合、 1mを10cm超える毎に1,000円/mを加算 (2) 安全性に疑いのある塀の場合

8.000円/m

撤去する部分の高さが1mを超える場合、 1mを10cm超える毎に500円/mを加算

- ※所有する塀がどちらの助成額に該当するかは、危機管理課にお問合せください。
- ※「(1)危険性が高い塀」の助成限度額は令和6年3月31日までの期限となっており、それ以降の助成額は、一律「(2)安 全性に疑いのある塀」と同額になります。
- ※防災まちづくり推進地区(田柄地区、富士見台駅南側地区、下石神井地区)における閉そく防止路線沿道の場合、「(2)安 全性に疑いのある塀」については「(1)危険性が高い塀」と同額の17,000円/mになります。

詳しくは防災まちづくり課(03-5984-1303)にお問い合わせください。

※実際にかかった費用が上記助成限度額よりも少ない場合は、実際にかかった費用が助成金額となります。

助成制度の手続の流れ

まずは

自宅のブロック塀等の危険性の確 認や制度内容、申請方法などにつ いてご相談ください。



撤去業者をお探しの方は、ご紹介 します。

※「練馬区住宅サービス協議会」が業者を 斡旋します。

助成金交付申請書を提出してくだ さい。

※申請書は、区ホームページでダウンロー ドできます。また、区役所本庁舎7階、 危機管理課でもお渡しできます。



申請書に対する交付決定通知書 が届いた後に、撤去業者と工事の 契約を開始してください。※注1



ブロック塀等を撤去してください。 道路に面しているブロック塀等 は、高さ60cm以下に撤去(全撤 去含む)してください。※注2



撤去後には、必要に応じて生け垣 やフェンスを設置してください。 ブロック塀等は、60cmを超える高 さにすることはできません。※注3

《注意事項》

- ※注1 申請から工事完了まで同一年度内(3月末日まで)に行ってください。
- ※注2 道路に面しているブロック塀等を高さ60cm以下に残す工事内容でも助成対象になります。
- ※注3 撤去後に新たに60cmを超えるブロック塀等を設置することはできません。生け垣やフェンスの設置をご検 討ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に危機管理課までお問い合わせください。

生け垣化や狭あい道路拡幅にご協力ください。

※詳しくは区ホームページまたは 各担当課へご連絡ください。

●みどりの街並みづくり助成制度

(みどり推進課協働係 TEL.5984-2418)

ブロック塀等の撤去後にみどりを増やすため、生け垣化、フェン ス緑化等をする際の費用の一部を助成しています。



(建築課狭あい道路拡幅係 TEL.5984-1985)

ブロック塀等の撤去にあわせて狭あい道路を拡幅する場合、撤 去費用だけでなく新たな工作物の設置費用の助成や区が狭あ い道路を拡幅する制度があります。

- ※1 区が狭あい道路を拡幅するためには一定の条件があります。
- ※2 私道の場合、後退する道路の位置を申請者が測量する必要があります。





〈拡幅整備前〉



〈緑化後〉



〈拡幅整備後〉